



発行 新潟県  
**第 69 号**  
 令和4年9月9日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 957 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 958 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 959 肥料の登録（農産園芸課）
- 960 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 961 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 962 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 963 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 964 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（ICT推進課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 105 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 1 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 2 非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 3 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第957号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和4年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
齋藤 耕吉	内科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457番地1	R4.9.1	第15条第1項の医師に指定した
高橋 駿	整形外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041番地	〃	〃
前田 瑞穂	内科	新潟県立津川病院	東蒲原郡阿賀町津川200番地	〃	〃
増田 猪一郎	眼科	立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	〃	〃
田中 敏秀	内科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6番9号	〃	〃

羽入 隆晃	外科・消化器外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
佐藤 大輔	脳神経外科	新発田リハビリテーション病院	新発田市荒町甲1611-8	〃	〃
内山 徹	整形外科	内山整形外科医院	柏崎市駅前1-4-33	〃	〃
野澤 優次郎	内科	立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	〃	〃
末武 亜紀	眼科	五泉中央病院	五泉市太田489番地1	〃	〃

◎新潟県告示第958号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和4年9月9日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
渡辺 元	整形外科	渡辺医院	新発田市大手町1-7-6	R4.7.1
原田 雷太郎	内科	介護老人保健施設サンクス米山	上越市柿崎区上下浜219-5	R4.8.9

◎新潟県告示第959号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和4年9月9日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	新潟県生第426号
肥料の種類	菌体肥料
肥料の名称	菌体肥料1号
保証成分量	窒素全量 1.1パーセント
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	株式会社ホーネンアグリ 新潟県長岡市飯塚1986番地
登録年月日	令和4年8月30日

◎新潟県告示第960号

平成27年7月14日新潟県告示第988号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年11月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年10月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年9月9日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
内佐渡 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧松ヶ崎 漁業協同組 合、旧赤泊漁 業協同組合、 旧羽茂漁業協 同組合及び旧 小木町漁業協 同組合の区域	1～4 (略)  5 1から2に掲げる漁 業以外の漁業であつ て旧小木町漁業協同 組合の地区の者が行 う漁業	内佐渡 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧松ヶ崎 漁業協同組合、 旧赤泊漁業協 同組合、旧羽茂 漁業協同組合 及び旧小木町 漁業協同組合 の区域	1～4 (略)  5 1から2に掲げる漁 業以外の漁業であつて 旧小木町漁業協同組 合の地区のうち佐渡市 江積及び田野浦の区域 の者が行う漁業  6 1から2に掲げる漁 業以外の漁業であつて 旧小木町漁業協同組 合の地区のうち佐渡市 小木町、小木、宿根木、 強清水及び琴浦の区域 の者が行う漁業  7 1から2に掲げる漁 業以外の漁業であつて 旧小木町漁業協同組 合の地区のうち佐渡市 小木町、小木、宿根木、 強清水、琴浦、江積及 び田野浦を除く区域の 者が行う漁業

◎新潟県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年9月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

監事 阿賀野市堀越602番地 1 齋藤 正人  
 " 新潟市北区太田2110番地 金子 精一  
 就任年月日 令和4年8月22日

◎新潟県告示第962号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営姫田川右岸地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年9月12日から令和4年10月12日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所地域整備庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第963号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和4年8月30日認可した。

令和4年9月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第964号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年9月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和4年8月29日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
阿賀野市若葉町1468番7、1465番1	5.07	3.00

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ(その2)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和4年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ(その2)の借上げ

- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和5年2月28日(火)
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
  - (1) 交付期間 令和4年9月9日(金)から令和4年9月30日(金)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。  
URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>
  - (2) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和4年10月19日(水) 午前10時
  - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。
  - (3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
  - (4) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和4年9月9日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
  - (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認  
本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。  
この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
  - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
    - ア 提出期間  
令和4年10月12日(水) 午後5時まで
    - イ 提出方法  
本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。  
持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。  
郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。
    - ウ 提出場所  
郵便番号：950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班  
電話：025-280-5953
    - エ 提出書類  
入札説明書による。
  - (2) 参加資格の確認結果の通知  
本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年10月17日(月)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

## 6 入札手続等

## (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封入封印の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

## (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

## (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

## (2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

## (3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処

理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び調達契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Mobile Computers

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. October 19, 2022

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、システム顕微鏡の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年9月9日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

システム顕微鏡 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月24日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 病理診断科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2323
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
  - (3) 応札仕様書の提出期限  
令和4年9月15日（木）午後5時15分
- 4 入札の日時及び場所
- 令和4年9月20日（火）午前10時00分  
新潟県立中央病院 講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否 要
  - (7) 暴力団等の排除  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）  
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
  - (8) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (9) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (10) その他  
詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙



権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和4年9月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
37,245
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
332,777
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

新潟市北区	20,487
新潟市東区	37,999
新潟市中央区	49,563
新潟市江南区	19,107
新潟市秋葉区	21,422
新潟市南区	12,384
新潟市西区	43,778
新潟市西蒲区	15,805
長岡市三島郡	75,546
上越市	52,578
三条市	26,884
柏崎市刈羽郡	24,160
新発田市北蒲原郡	30,679
小千谷市	9,703
加茂市南蒲原郡	10,730
十日町市中魚沼郡	16,953
見附市	11,229
村上市岩船郡	18,131
燕市西蒲原郡	24,387
糸魚川市	11,659
妙高市	8,801
五泉市東蒲原郡	16,848
阿賀野市	11,632
佐渡市	14,949
魚沼市	9,825
南魚沼市南魚沼郡	17,490
胎内市	8,017

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第14-15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則第14-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>育児休業条例第3条第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。</u></p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、<u>証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p><b>第3条</b> <u>育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第6号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行う</u></p>	<p>(育児休業等計画の申出)</p> <p><b>第1条の2</b> <u>育児休業条例第3条第5号又は第11条第6号に規定する再度の育児休業又は育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児休業等計画書により、育児休業等の承認の請求と同時にを行うものとする。</u></p> <p>2 <u>育児休業等計画書を提出した職員は、その提出後に所属名、職名又は氏名を除く記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。</u></p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業の承認の請求は、<u>育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</u></p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p><b>第3条</b> <u>前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p>

<p>ものとする。</p> <p><u>2 前条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p> <p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p> <p><b>第5条</b> <u>育児休業条例第11条第6号に規定する再度の育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児短時間勤務計画書により、育児短時間勤務の承認の請求と同時にを行うものとする。</u></p> <p><u>2 育児短時間勤務計画書を提出した職員は、その提出後に所属名、職名又は氏名を除く記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。</u></p> <p><u>3 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p> <p><b>第5条</b> <u>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p>
---	--

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第14-16号**

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない非常勤職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業条例第2条第4号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）が1歳6か月に達する日<u>（当該子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日）</u>までの間に任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない非常勤職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業条例第2条第4号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）が1歳6か月に達する日までの間に任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</p> <p>(2) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第8-96号**

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p><b>第15条</b> 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から<u>当該出産の日以後1年</u>を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>(10)～(23) (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p><b>第15条</b> 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から<u>産後8週間</u>を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>(10)～(23) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。